

第29号議案

蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年蒲郡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第22号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第23号とし、同項第21号を同項第22号とし、同項第20号中「第2条第21号」を「第2条第22号」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自転車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「道路には」を「第3種（第4級及び第5級を除く。次項におい

て同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには」に改め、同条第2項中「道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路」を「第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。